

広報

第891号

いながわ

11月
平成25年



大きなおも、たくさんとれたよ!(町内でいも掘り)

特集 子育て 応援します

「メダカの里」プレオープン! ○ 8

しまった・こまった・たすかった!
還付金詐欺に騙されないで! ○ 19

いなが♥輪 猪名川レスリングクラブ
白金プラチナ倶楽部 ○ 22

瞬(ときめき) 井口 朱理さん・平井 竜之進さん ○ 26

私のオススメ★ 猪名川町歴史街道 ○ 27

特派員報告 第13回「町展」(猪名川町美術展) ○ 28



今年もきれいに咲きました(原地区)



つどいの広場の様子

猪名川町子育て支援センター

◆住所＝柏梨田（☎766－7800、土・日・祝・年末年始は休館）

就園前の子どもと保護者が気軽に集い、遊びや語り合いを通して交流を図る「つどいの広場」や「おでかけ広場」を開催しています。おもちゃも沢山ありますので、自由に遊びに来てください。子育てで困ったことや気になることも、気軽に相談してくださいね。

親子遊びや休日のファミリー講座、子育てについての講演会、赤ちゃん交流会など、親子で楽しめる支援プログラムも準備していますので、どしどし参加してください。登録子育てグループの入会などについても相談ください。

町では、町内の子育て支援センター（猪名川町子育て支援センター・星児園七夕地域子育て支援センター・YMCAしろがね認定こども園）や町立保育園で、子育て相談や支援事業のメニューの充実に取り組みしています（詳細は、20～21ページの「子育て真っ最中」をご覧ください）。



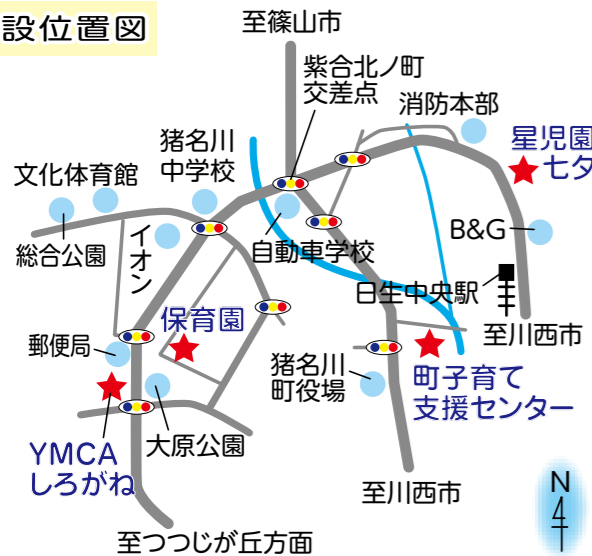
子育て応援します



町では、子ども達が明るく健やかに過ごせるよう、またお母さんやお父さんが安心して子育てができるよう、様々な取り組みを行っています。

また、育児への不安感や負担感を減らしたり、孤立化・密室化を防ぐため、気軽に交流できる広場やサロンを開設し、子どもと一緒にリフレッシュできるための様々な取り組みも行っています。

施設位置図



猪名川町立保育園

◆住所＝若葉1丁目（☎766－0292、日・祝・年末年始は休園）

地域の子育ての拠点として園を開放し、お母さん達の子育てに関する不安や悩みについて、気軽に話し合える雰囲気作りをしています。

また、就学前の幼児と保護者を対象に毎月「のびのびひろば」を開催しています。

保育園のお誕生会への参加、おひなさまや七夕の制作をしたり、クリスマス会など、季節にあった遊びを通して親子で楽しい時間を一緒に過ごしましょう。



「気軽に遊びにきてくださいね～！」

YMCA しろがね認定こども園

◆住所＝白金3丁目（☎765－3611）



子育てサロンの様子

就園前の子どもと保護者が気軽に集い、コミュニケーションを楽しむサロンです。初めて会う保護者同士でも、子育ての話ですぐにうちとけ、絆が広がっていきます。子育ての悩みだけでなく、嬉しかったことや楽しかったことなども一緒に喜び合っています。お父さんも来てください。

星児園七夕地域子育て支援センター

◆住所＝伏見台1丁目（☎765－0770）



あそびの広場でも掘りを楽しむ

施設開放や体験保育などを通じて、在園児童や地域の友だち、併設施設の高齢者とも交流を深めています。

食事や健康など、日常生活での相談を受けています。また、地域に出かけて、親子で楽しめる講座や教室を開催するなど、参加者みんなで大いに楽しんでいます。



近年、少子・核家族化や地域コミュニティの希薄化が進み、子育てについて身近に相談できる人がいないなど、子育てへの不安や孤立を抱える保護者が増えています。

また、家庭や地域の養育力の低下が叫ばれていることから、子育て中の親や子どもに対する支援の充実を図ることが急務となっています。

町では、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、同17年に5カ年の目標となる「猪名川町次世代育成支援前期行動計画」をつくり、様々な取り組みを進めてきました。

それらの実施状況の検証・見直しを行い、22年度から新たな5カ年の目標として「猪名川町次世代育成支援後期行動計画」をつくり、「いなっ子・きらきら」次代をみんなで育むまち・猪名川の実現に向けて取り組んでいます。

いなっ子をみんなで育む

子育て家庭を応援！

◇家事援助など

★子育て支援ホームヘルパーの派遣(産後のみ)

▷対象 出産退院後3カ月以内の母親で、家事が困難であり、同居の親族などから育児・家事援助が受けられない人 ▷サービス内容 家事援助(調理・衣類の洗濯・補修、住居などの掃除・整理整頓、生活必需品の買物など) ▷派遣時間 1回あたり2時間以内(平日午前9時～午後5時)▷費用 1回500円(生活保護世帯は無料)▷問合せ 福祉課(☎766-8701)

★シルバー人材センターのサービス

▷対象 家事などに困っている人 ▷サービス内容 家事援助、調理・衣類の洗濯・補修、住居などの掃除・整理整頓、生活必需品の買物など ▷費用・派遣時間 直接お問い合わせください ▷問合せ 同センター(☎766-8686)

◇子育て家庭ショートステイ

▷対象者 児童の養育が一時的に困難となった家庭、緊急・一時的に保護が必要な母子 ▷対象理由 社会的理由により一時的に家庭で子どもを養育できない場合、夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合 ▷期間 原則7日以内 ▷費用 年齢、世帯によって異なります ▷問合せ 福祉課(☎766-8701)

◇かわにしファミリーサポートセンター

▷会員の種類 ①依頼会員=0歳～小学6年生までの子どもを預かって欲しい人 ②協力会員=心身ともに健康で保育に熱意があり、自宅で子どもを預かることができる人 ③両方会員=預けたり預かったりの両方をできる人 ▷利用料・報酬 平日午前7時～午後9時(1時間あたり800円)、早朝・夜間・土日祝・軽度の病気時(1時間あたり900円) ▷問合せ 同サポートセンター(☎740-6800)

◇一時保育

▷内容 保護者の病気時や外出など一時的に家庭保育が困難な場合の子どもの一時的保育 ▷保育時間 午前7時～午後7時 ▷利用料 0歳=2,800円、1～3歳=2,400円、4歳～就学前=2,000円、学童=1,500円(別途保険代あり)、早朝=午前7～8時・延長=午後6～7時(いずれも1日あたり+200円、給食費含む) ※所得や世帯により保育料の助成対象となる場合があります ▷ところ・問合せ 星児園七夕(☎765-0770)



育児の工夫 学び合おう

子どもの経験を
広げてあげたい

自分の時間の見
つけ方は？



他のお母さんの話を
聞くと癒されるね



赤ちゃんが泣いた
時にどんな方法で
あやしているの？

両手で顔をなでて
あげると喜ぶよ

心の栄養を とりましょう

友だちとうまくつき合えない、学校・園に行きにくい、何か悩んでいるみたい・・・。

そんなお子さんをおもちの保護者の皆さん、「体の栄養は、食物を口から食べること、心の栄養は、悩みを口から吐き出すこと」です。

日々の子育てで起こってくる様々な問題や心配ごとなど、臨床心理士や教育経験者がそれぞれの悩みごとに対して一緒に考え、子育てのお手伝いをしています。

お気軽にお越しください。詳細は、18ページの「教育相談」をご覧ください。



教育研究所職員
(☎765-2065)

少しお話して みませんか

地域の子ども達が安心して暮らせるよう、子育て支援の手伝いをしたり、必要なサービスや制度を紹介したりしています。

区域担当の民生・児童委員と連携・協力して、地域の子育てを応援しています。

子育ての不安・悩みは様々ですが、誰かにちょっと話すだけで気持ちが軽くなるかもれません。「こんなこと相談するほどでも…」と思うような小さなことでも、私たちに気軽に声をかけてください。

※主任児童委員：民生・児童委員の中で、児童に関することを専門的に担当する委員。



主任児童委員の皆さん(福祉課内)
☎766-8701

ご飯を食べない・
おむつがとれない

おばあちゃんが
育児疲れに・・・

買物や美容院に
も行きたい

気軽に子育ての 話をしましょう



子どものお話 聞かせてね

「子ども家庭なんでも相談」では、子どもに関する色々なことについてお話を聞いています。子ども本人、家族、地域の方々など、気軽に話しかけてください。

子育てに悩んでいますか？子育てに不安を感じた時、思わず手をあげてしまった時、そんな時は一人で悩まず、少しお話を聞かせてください。

また、あなたの周りで、気になるお子さんはいませんか。「あれっ、どうしたんだろう？」と思うようなことがありましたら、知らせてください。



家庭児童相談員
(福祉課内)
☎766-8701

すこやかな生 育を願って

「すくすく相談」では、保健師が身体測定を行い、「なかなか体重が増えなくて」といった相談に、体重の増えを見ながらアドバイスをしています。

「もぐもぐ教室」と「ばくばく食事相談」では、管理栄養士が離乳食中期のメニューの紹介や離乳食のすすめ方、子どもの栄養や食事に関する相談も受けています。

子どもの健やかな生育を願って、子育て全般について相談を受けています。子どものことで気になることや予防接種など、気軽に連絡してください。



古川 千寿保健師
(保健センター)
☎766-1000

一人で抱え込まないで

11月は
児童虐待防止推進月間

子どもの身体や心を傷つけ、生涯にわたって深刻な影響を及ぼす「児童虐待」。
町では、家庭児童相談員を配置し、虐待や子育てに悩んでいる人の相談を受けています。
少しでも子育てがしんどいと感じたら、どんなに小さなことでも結構ですので相談してみてください。

児童虐待って？

核家族化や地域からの孤立などにより、子育てへの不安や悩みを相談する相手が身近にいないところで、児童虐待が起こっている場合があります。
児童虐待は、大きく次の4種類に分類されています。いずれも子どもの心の成長や人格の形成に深刻な影響を与えます。

◆**身体的虐待**
殴る、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、たばこの火を押し付けるなど火傷をさせる、首をしめる、溺れさせる、戸外に締め出すなど

性的虐待

子どもにわいせつな行為をするこ
と、または子どもにわいせつな行為をさせる、ポルノグラフィの被写体に強要するなど

◆ネグレクト（育児放棄）

適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活をさせる、家の中に閉じ込める（子どもの意思に反して学校に行かせないなど）、病気やけがをしていても受診させないなど

◆心理的虐待

言葉でこわがらせる、無視したり拒否的な態度を示す、子どもの存在を否定したり子どもの心を傷つけるような言動を繰り返す、他の兄弟と著しい差別的な扱いをするなど

増加する通告件数

近年、テレビや新聞で児童虐待の文字を目にすることが多くなっています。

本町においても、相談員に寄せられる相談（通告）件数（虐待の疑いを含む）は、年々増加しています。

家庭児童相談（通告）延べ件数	
年度	件数
24	772 (65)
23	513 (97)
22	436 (56)

※（ ）は虐待の疑いを含む相談件数

被虐待児童数	
年度	人数
24	5
23	9
22	9

ただし、この数値は虐待の疑いがある場合の通告も含まれていることから、一概に虐待が増えているとは言えません。
今まで見えていなかったものを未然に防ぐための早めの通告が増えてきているなど、日々地道な活動をしている関係機関の成果の表れであるとも考えられます。

そんな時は
思い出してくださいネ



- ♥子どもを授かったことを知った時の喜びを
- ♥生まれてきてくれた時のことを
- ♥初めて抱きあげた時の感触を
- ♥どんなことをしても守ってあげたいと思った時のことを
- ♥初めて「パパ」、「ママ」と呼んでくれた時のことを
- ♥運動会で頑張っていて走っていた姿や音楽祭で一生懸命歌っていた姿を

【助産員のサイン】

児童虐待は、特別な一部の保護者の問題ではありません。子どものことが大好きで、一生懸命に子育てをしている誰にでも起こりうる問題です。

「よく普通の家庭」で、もしかしたらあなたの身近なところでも起きています。虐待は、隠されていることがほとんどです。虐待されている子どもが、自ら助けを周囲に求めることはなかなかできません。

【子どもの様子】

- ◆激しい泣き声が続いている
- ◆不自然な外傷、打撲がある
- ◆衣服などが不潔、季節や身体にそぐわない服装をしている
- ◆家に帰りがたがらない（徘徊、夜遅くまで遊んでいるなど）
- ◆発達の著しい遅れ（身長・体重が年齢相応でない）
- ◆表情が乏しい（生気がない、つめたい目など）

【保護者の様子】

- ◆子どもの扱いが不自然（泣いてもあやさない、関わりが少ないなど）
- ◆子どもを拒否する発言（見たくない、期待はずれの子など）
- ◆保護者が「死にたい」、「心中したい」などと言う
- ◆子どもへの医療の拒否など
- ◆理由がないのに幼稚園や学校に行かせない

誰かに話してみよう

子育ては自分の思うようにはなかなかいかないものです。さまざまな不安や悩みを一人で抱え込んでいたら、ストレスは膨らむばかりです。
抱えている不安や悩みは、勇気を出して信頼できる人（配偶者や家族・専門機関・子育て仲間など）に話してみてください。



子どもに手をあげてしまった人も、子どもを突き放してしまった人も、一人で自分を責め続けずに、まず誰かに相談してみましょう。

相談・連絡先	
機関名	電話番号
福祉課	766-8701
川西こども家庭センター	756-6633
児童虐待 24時間ホットライン	759-7799
児童相談所全国共通ダイヤル	0570-064-000

あなたの相談が
親子を救う

児童虐待かなと思っても、通告して良いのか迷う人は、多いのではないのでしょうか。

「家庭内のことだから、しつけかもしれない」「間違えて後で仕返しされたら困る」などと考え、通告することに抵抗感もあると思います。

しかし、通告は、虐待に悩んでいる親子を支援し、見守るためのものです。虐待で苦しんでいるのは、子どもだけではありません。

「誰かに相談したいけど、相談できる人がいない」「子どもを大切にしたいのに暴力をふるってしまつた」など、保護者自身も苦しんでいます。

虐待は、発見や対応が遅れば深刻な事態になるおそれがあります。そのため、児童虐待防止法は、「虐待されていると思われる子どもを発見したら速やかに通告しなければならぬ」と定めています。「おかしいな」、「もしかして虐待？」など、何か気になることがあったら、そのままにせず、専門機関に通告してください（右表参照）。

問合せ 福祉課 ☎ 766 - 8701